

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について

昨年度に引き続き、緊急的に学資を支援するための給付金が支給されることになりました。この「学生等の学びを継続するための緊急給付金」は、特に家庭から自立した学生等においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が減少し、大学等の中退せざるを得ないような事態も想定されることから、修学の継続が困難になっている学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構が現金を支給することで支援を行うものです。支給額は一律 10 万円となります。

要件を満たし、支給を希望する者は、以下のⅠあるいはⅡのとおり手続きを行ってください。各様式はキャリア支援課学生担当にて配布しています。なお、Ⅱの希望者については、必ずしも緊急給付金が支給されるわけではありません。

Ⅰ 日本学生支援機構の給付奨学生で、2021 年 12 月 10 日に「給付奨学金」の振込があった者

緊急給付金は自動的に振り込まれるため、申請は不要です。ただし、

1. 受け取りを拒否する者
 2. 給付奨学金が振り込まれている口座以外の口座（学生本人の名義に限る）に振込を希望する者
- は、様式 3 または 4 を、1 月 6 日（木）16:00 までにキャリア支援課学生担当に提出してください。

Ⅱ Ⅰの該当者でないが、以下の要件を満たす者

1. 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること
2. 新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入に影響を受けていること
3. 既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること※

※第一種奨学金を限度額まで利用している、あるいは民間等を含め申請が可能な支援制度を利用している者またはこれらの利用を予定している者

様式 1、様式 2 および添付書類を揃え、1 月 12 日（水）16:00 までにキャリア支援課学生担当に提出してください。

>>>詳しくはこちらをクリック

https://www.mext.go.jp/content/20211220-mxt_gakushi01-000019539_1.pdf

申請は窓口でのみ受け付けています。郵便やメールでは送らないでください。